

指定病院の院長 殿

青森県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

統一地方選挙及び青森県知事選挙における不在者投票の管理事務について (通知)

日頃より、選挙管理委員会の業務に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、第20回統一地方選挙及び青森県知事選挙が執行されることとなりましたので、当該選挙及び審査に係る不在者投票事務につきましては、下記の事項に留意し、投票事務に支障をきたすことのないようお願いします。

併せて、貴施設に新型コロナウイルス感染症により入院している者（以下「感染者」という。）がいる場合において、感染者が不在者投票を行うときは、感染者の投票機会及び投票における安全・安心の確保のため、別添のとおり新型コロナウイルス感染症への対策を講じた上で、不在者投票を実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

なお、不在者投票事務に関する資料を同封しましたが、御不明な点がございましたら、貴施設の所在地の市町村選挙管理委員会又は当委員会にお問い合わせくださるようお願いいたします。

記

1 青森県議会議員一般選挙に関する事項

(1) 選挙の期日 令和5年4月9日（日）

(2) 選挙の期日の告示日 令和5年3月31日（金）

(3) 立候補者等の氏名等 確定次第、別途通知します。

(4) 不在者投票のできる期間

令和5年4月1日（土）から令和5年4月8日（土）まで

※ 公示日（3月31日（金））に不在者投票を行うことはできませんが、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

(5) 不在者投票のできる時間

上記（4）の期間中、午前8時30分から午後5時まで（日曜日、休日を含む。）

(6) 不在者投票のできる選挙人

青森県議会議員一般選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている者

※ 年齢満18年以上の者（平成17年4月10日以前の出生者）で選挙人名簿に登録され

ている者が投票することができます。

2 市町村の選挙に関する事項

- (1) 選挙の期日 令和5年4月23日(日)
- (2) 選挙の期日の告示日 市の選挙：令和5年4月16日(日)
町村の選挙：令和5年4月18日(火)
- (3) 選挙執行団体 別紙のとおり

(4) 不在者投票のできる期間

ア 市の選挙

令和5年4月17日(月)から令和5年4月22日(土)まで

※ 公示日(4月16日(日))に不在者投票を行うことはできませんが、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

イ 町村の選挙

令和5年4月19日(水)から令和5年4月22日(土)まで

※ 公示日(4月18日(火))に不在者投票を行うことはできませんが、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

(5) 不在者投票のできる時間

上記(4)の期間中、午前8時30分から午後5時まで(日曜日、休日を含む。)

(6) 不在者投票のできる選挙人

当該市町村の議会の議員及び長の選挙の選挙権を有し、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者

※ 年齢満18年以上の者(平成17年4月24日以前の出生者)で選挙人名簿に登録されている者が投票することができます。

3 青森県知事選挙に関する事項

- (1) 選挙の期日 令和5年6月4日(日)
- (2) 選挙の期日の告示日 令和5年5月18日(木)
- (3) 立候補者等の氏名等 確定次第、別途通知します。

(4) 不在者投票のできる期間

令和5年5月19日(金)から令和5年6月3日(土)まで

※ 告示日(5月18日(木))に不在者投票を行うことはできませんが、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

(5) 不在者投票のできる時間

上記(4)の期間中、午前8時30分から午後5時まで(日曜日、休日を含む。)

(6) 不在者投票のできる選挙人

当該市町村の議会の議員及び長の選挙の選挙権を有し、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者

※ 年齢満18年以上の者(平成17年6月5日以前の出生者)で選挙人名簿に登録されている者が投票することができます。

4 不在者投票の事務管理上特に注意が必要な事項

不在者投票制度については、選挙人の便宜を図ることと投票の秘密・公正の原則とを調和させるための例外的措置であり、不在者投票管理者は、この点を理解し、以下の点について特に留意の上、違法な取扱いをしないよう十分注意してください。

- (1) 不在者投票用紙を請求する方法には、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会委員長に対して、①選挙人が自ら請求する方法と、②不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法の2通りありますが、後者による請求は、当該選挙人から不在者投票用紙等の代理請求の依頼があったときに限り行ってください。

選挙人からの代理請求の依頼がないまま、施設の長が不在者投票用紙等を請求すると、選挙が無効となる場合があるため、絶対に行わないでください。

なお、青森県内に引き続き住所を有している者については、県内他市町村を単位として住所を移した場合にも、青森県議会議員及び青森県知事の選挙権を有しており、当該者に係る不在投票用紙を請求する場合には、①市町村の発行する「引き続き青森県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書」を添付するか、②不在者投票請求書の備考欄に「引続居住」と記載してください。詳細は、市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

- (2) 不在者投票記載場所は、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければなりません。

- (3) 不在者投票を行う場合においては、不在者投票管理者の管理の下に、選挙権を有する者を立会人に選任し、必ず立ち合わせなければなりません。したがって、2人以上の者が不在者投票を行う場所にいなければなりません(不在者投票管理者1名及び立会人1名以上の合計2人以上)。

また、代理投票の申請がある場合には、不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて、代理投票を補助する者2人を投票に係る事務に従事する者から補助者本人の承諾を得て選任し、そのうち1人の補助者に、選挙人が指示する候補者の氏名を投票用紙に記載させ、他の1人を立ち合わせなければなりません。したがって、代理投票の申請があった場合には、少なく

とも4人の者が不在者投票を行う場所にいないからなので留意してください（不在者投票管理者1名、立会人1名以上及び代理投票補助者2名の合計4人以上）。

なお、投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票させないでください。

- (4) 不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることもその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。

市町村選挙管理委員会に外部立会人の選定を依頼する場合は、事前に市町村選挙管理委員会に御相談ください。

- (5) 不在者投票の外封筒の表面の投票者欄の氏名には、必ず選挙人本人（代理投票の場合は、代理記載者）に選挙人の氏名を自書させた上、封をさせて提出させてください。

なお、不在者投票の外封筒の表面の代理記載人欄は、不在者投票の代理投票の仮投票を行った場合に、代理記載人に自書させるものであり、単に不在者投票の代理投票をした場合は、代理記載人の氏名を記載させないでください。

- (6) 不在者投票の外封筒の表面の記載については、投票の年月日、投票場所、不在者投票管理者の記名及び立会人の署名（自書）が必要ですが、これらの記載のないものも見受けられるので十分注意してください。

- (7) 不在者投票を選挙人の属する市町村選挙管理委員会に送致する場合において、郵便等により送付するときは、できるだけ特定封筒郵便物（いわゆるレターパック）を使用し、その郵送等に要する日数等を考慮に入れ、投票所を閉じた後に到着することのないよう留意してください。

（郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正により、令和3年10月以降、普通扱いとする郵便物については、配達頻度の緩和（土曜日の配達の休止）及び送達速度の緩和（翌日配達の廃止）が行われます。）

なお、レターパックを使用される場合も送致用封筒には、表面に投票が在中する旨を明記し、裏面には不在者投票管理者氏名の記名押印をしてください。

- (8) 不在者投票記載場所においては、選挙運動用ポスター等の掲示が禁じられていますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

- (9) 不在者投票管理者は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁じられていますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

5 新型コロナウイルス感染症患者の不在者投票

新型コロナウイルス感染症患者の不在者投票の方法については、県健康福祉部局に確認の上、別紙「新型コロナウイルス感染症患者の不在者投票について」のとおり整理しましたので、別紙により対応をお願いします。

6 不在者投票に関する経費の請求

(1) 青森県議会議員一般選挙に係る経費について

別添請求書に関係書類を添えて、令和5年5月9日(火)までに、青森県選挙管理委員会へ請求してください。経費の負担額等については、「不在者投票制度の概要」の11ページを御参照ください。

※ 特に、本年は6月に執行される青森県知事選挙に係る経費との混同をさけるため、本経費についての御請求はできる限り期限内に行ってくださいようお願いします。

(2) 市町村の選挙に係る経費について

各市町村の議会の議員及び長の選挙に関する経費については、当該選挙を管理執行する市町村の選挙管理委員会事務局へ請求することとなります。(当委員会へ請求しないよう御注意ください。)

詳細については、当該選挙を管理執行する市町村の選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

(3) 青森県知事選挙に係る経費について

別添請求書に関係書類を添えて、令和5年7月4日(火)までに、青森県選挙管理委員会へ請求してください。経費の負担額等については、「不在者投票制度の概要」の11ページを御参照ください。

担 当：選挙グループ 楠美
電 話：017-734-9076
F A X：017-734-8264
E-Mail：senkan@pref.aomori.lg.jp

別紙

青森県における第20回統一地方選挙の対象市町村一覧

1 市町村長の選挙

No.	市町村名	任期満了年月日	告示日	選挙期日	備考
1	板柳町	2023. 4. 29	2023. 4. 18	2023. 4. 23	
合 計		(市)0 (町)1 (村)0 計1			

2 市町村議会議員の選挙

No.	市町村名	任期満了年月日	告示日	選挙期日	備考
1	弘前市	2023. 4. 30	2023. 4. 16	2023. 4. 23	定数28人
2	八戸市	2023. 5. 1			定数28人
3	黒石市	2023. 4. 30			定数16人
4	蓬田村	2023. 4. 29	2023. 4. 18		定数8人
5	外ヶ浜町	2023. 4. 25			定数11人
6	深浦町	2023. 4. 25			定数12人
7	西目屋村	2023. 4. 30			定数6人
8	野辺地町	2023. 4. 30			定数12人
9	七戸町	2023. 4. 25			定数16人
10	六戸町	2023. 4. 30			定数12人
11	横浜町	2023. 4. 29			定数10人
12	六ヶ所村	2023. 4. 29			定数16人
13	おいらせ町	2023. 4. 30			定数16人
14	大間町	2023. 4. 29			定数10人
15	東通村	2023. 4. 30			定数14人
16	風間浦村	2023. 4. 30			定数8人
17	佐井村	2023. 4. 29			定数8人
18	田子町	2023. 5. 29			定数10人
19	階上町	2023. 4. 29			定数14人
合 計		(市)3 (町)10 (村)6 計19			

新型コロナウイルス感染症患者の不在者投票について

青森県選挙管理委員会

新型コロナウイルスに感染した選挙人は、次の手順により投票してください。

1

投票用紙記入直前に
アルコール手指消毒を行い、
投票用紙に記入。

2

記入した投票用紙を
アルコール消毒布で拭き、
不在者投票用内封筒に入れ、
その内封筒を
アルコール消毒布で拭く。

3

消毒した内封筒を
不在者投票用外封筒に入れ、
その外封筒に自分の氏名を
記入。

4

氏名を記入した外封筒を
アルコール消毒布で拭き、
投票管理者に提出する。

※ アルコール消毒布で強く拭いた場合、印字等が消えるおそれがあることから、力を込めて拭かないようにしてください。

不在者投票管理者は、下記について御配慮ください。

受け取った外封筒の裏面に必要事項を記載し、立会人に氏名を自書させた上で、外封筒表面に選挙管理委員会が送付したシールを貼付するか、シールがない場合は、マーカーで目印を付ける。



県内市町村の選挙管理委員会へ送致する際は、その他のものと同封とせず、封筒及び送付用レターパックの外面に選挙管理委員会が送付したシールを貼付するか、シールがない場合は、マーカーで目印を付ける。



★「新型コロナウイルス感染症患者不在者投票在中」など、直接の明記は避けてください。

また、県外市町村の選挙管理委員会へ送付する際には、事前に県外市町村選挙管理委員会へ連絡をお願いします。